

令和2年6月10日

様

新潟市水道事業管理者  
水道局長 佐藤 隆司

### 指定給水装置工事事業者制度に係る指定の更新について（通知）

日頃より、本市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日より水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新制が導入され、指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、有効期間内での指定の更新手続きが必要となりました。

つきましては、貴事業者の更新手続きの日程が決まりましたので、下記のとおり通知いたします。指定した期日にご来局いただき、更新手続きをお願いいたします。

また、指定に係る申請書類も併せて同封させていただきましたので、ご記入いただき、令和2年7月3日（金）までに提出していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

### 記

#### 1 更新手続きの日時

事業者ごとに異なる日時が設定されています。詳しくは、送付された案内をご覧ください。

#### 2 更新手続きの場所

新潟市水道局水道研修センター 2階 研修室1・2（新潟市中央区関屋下川原町1-3-3）



#### 3 更新手数料

10,000円（更新手続き当日に収めていただきます。）

#### 4 申請書類の提出期限

令和2年7月3日（金） 必着（持ち込み可。郵送の場合、当日消印有効）

（裏面に続く）

## 5 申請書類の提出先（郵送もしくは持ち込み）

新潟市中央区関屋下川原町 1-3-3 新潟市水道局別館 2 階 管路課 管理係

## 6 提出書類

- (1) 様式第 1（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第 2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 別表 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
- (6) 確認様式 1 指定給水装置工事事業者確認事項
- (7) 確認様式 2 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
- (8) 確認様式 3 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等
- (9) 給水装置工事主任技術者選任届（様式第 3）※更新申請後に提出可

## 7 更新手続きの際の注意点

- (1) 手続きに来られる方は、1 名程度でお願いします。
- (2) 提出書類の内容について質問させていただくこともございますので、内容のわかる方等の御来庁をお願いいたします。
- (3) 駐車場は本局裏側（水道研修センター前）をご利用ください。（表面の地図をご参照ください）
- (4) 更新手続き当日に、**更新手数料 10,000 円（現金のみ）**を納付いただきますのでご用意ください。
- (5) **会場の関係上、更新手続きの日程は変更することができません。**恐れ入りますが、ご予約を開けていただく等の対応をお願いいたします。どうしても都合がつかない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (6) 申請書類は、同封の書式をお使いいただくか、新潟市水道局ホームページに掲載されている書式をご使用ください。

## 8 その他

- (1) 申請書類に不備等があった場合、電話等でご連絡させていただきます。申請書類には、ご連絡が取れる電話番号や email アドレスのご記入をお願いいたします。
- (2) 更新手続きを希望されない事業者の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (3) そのほか不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 9 更新手続きの流れ（参考）

- ①更新通知（本文書）受領 ⇒②申請書類作成 ⇒③申請書類提出（7/3ㄨ切）  
⇒④書類審査（水道局実施，不備等の場合，連絡有）  
⇒⑤来庁して更新手続き（本通知に記載の日時）  
⇒⑥更新証の受領（手続き当日）

## 10 更新制度に関する問い合わせ先

新潟市水道局管路課管理係

担当：大場・岡崎・八幡

電話：025-232-7347

Email：kanro.ws@city.niigata.lg.jp